

議案第6号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(富津市職員定数条例の一部改正)

第1条 富津市職員定数条例(昭和46年富津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び消防組織法」を「並びに消防組織法」に、「及び消防機関」を「並びに消防機関」に改め、「臨時」の次に「の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を加え、「非常勤の職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和46年富津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員については、富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(令和元年富津市条例第4号)第8条第1項から第3項までに規定する給料又は基本報酬の額)」を加える。

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和46年富津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「非常勤の職員」を「特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）」に改める。

第1条の2を削る。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「非常勤の職員」を「特別職の職員」に、「報酬を受ける職員」を「報酬を受ける特別職の職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第7条から第10条までを削り、第11条第1項中「非常勤の職員」を「特別職の職員」に改め、「ときは、」の次に「別表により」を加え、同条第2項中「とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定による額」を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「非常勤の職員」を「特別職の職員」に改め、同条第4項を削り、同条を第7条とする。

第12条を第8条とする。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第7条関係）

（単位 円）

区分	種別	報酬の額	旅費の額
監査委員	月額	58,000	職員の旅費に関する条例
選挙管理委員会委員長	月額	23,000	

選挙管理委員会委員	月額	20,000	(昭和46年富津市条例第28号)の例により定める額
教育委員会委員	月額	35,000	
農業委員会会長	月額	43,000	
農業委員会会長職務代理者	月額	36,000	
農業委員会委員	月額	31,000	
農地利用最適化推進委員	月額	28,000	
固定資産評価審査委員会委員長	日額	8,000	
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,800	
国民健康保険事業運営協議会委員	日額	6,800	
議員報酬及び特別職給料審議会委員	日額	6,800	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	6,800	
行政不服審査会委員	日額	6,800	
経営改革会議委員	日額	12,000	
男女共同参画審議会委員	日額	6,800	
交通安全対策会議委員	日額	6,800	
環境審議会委員	日額	6,800	
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,800	
民生委員推薦会委員	日額	6,800	
福祉有償運送運営協議会委員	日額	6,800	
防災会議委員	日額	6,800	
国民保護協議会委員	日額	6,800	
空家等対策協議会委員	日額	6,800	
都市計画審議会委員	日額	6,800	
消防委員会委員	日額	6,800	
社会教育委員	日額	6,800	
公民館運営審議会委員	日額	6,800	
青少年問題協議会委員	日額	6,800	

文化財審議会委員	日額	6,800	
学校給食運営委員会委員	日額	6,800	
スポーツ推進委員	日額	6,800	
市医	日額	25,000	
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	24,000	
介護認定審査会委員	日額	24,000	
介護保険運営協議会委員	日額	6,800	
介護認定調査員	1件	4,100	
	日額	6,800	
生活支援コーディネーター	日額	6,800	
認知症地域支援推進員	日額	9,000	
認知症初期集中支援チーム専門医	1件	6,000	
	日額	24,000	
認知症初期集中支援チーム専門職	1件	6,000	
	日額	6,000	
養護老人ホーム入所判定審査会委員	日額	6,800	
障害者介護給付等認定審査会委員	日額	24,000	
結婚相談員	月額	18,000	
保育所嘱託医	年額	76,000	
学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人当 たり 100	—
学校薬剤師	年額	77,500	—
生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費に 関する条例の 例により定め る額
産業医	月額	30,000	
子ども・子育て会議委員	日額	6,800	
家庭相談員	月額	60,000	

母子・父子自立支援員	月額	60,000	
児童扶養手当障害認定医	1件	7,000	—
鳥獣被害対策実施隊員	1回	2,000	—
選挙長	1回	10,800	—
投票所の投票管理者	1回	12,800 (ただし、従事した時間数が13時間未満の場合は、12,800円に当該従事時間を13で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	—
期日前投票所の投票管理者	1回	11,300 (ただし、従事した時間数が11.5時間未満の場合は、11,300円に当該従事時間を11.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	—
開票管理者	1回	10,800	—
投票所の投票立会人	1回	10,900 (ただし、立会時間数が13時間未満の場合は、10,900円に当該立会時間数を13で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	—
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、9,600円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額(1円	—

		未満を切り捨てた額) とする。)	
不在者投票所の外部立会人	日額	10,900 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、10,900円に当該立会時間数(1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数)を8.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	—
開票立会人	1回	8,900	—
選挙立会人	1回	8,900	—
市税等徴収指導員	日額	18,000	職員の旅費に関する条例の例により定める額

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(富津市消防委員会条例の一部改正)

第7条 富津市消防委員会条例(昭和46年富津市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第7条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年富津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例(平成16年富津市条例第8号)第9条」を「富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(令和元年富津市条例第4号。以下第20条第2項において「会計年度任用職員任用等条例」という。)第26条」に改める。

第20条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員任用等条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員任用等条例第15条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員任用等条例第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年富津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

(富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年富津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。